

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 三六六
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 三六七
- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 三六七
- 県営土地改良事業計画を変更した件二件 三六七
- 公 告
○ 都市計画法により公聴会を開催する件 三六八
- 都市公園を設置する件 三六八
- 福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長
○ 一般競争入札を行う件 三六九

告 示

福島県告示第四百四十九号

- 1 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和二年七月十四日から施行する。
 - 2 令和二年度までに開札する工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
 - 3 令和二年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあつては、第四の第二号の(三)及び(五)の審査基準日を同年九月三十日とする。
- 令和二年七月十四日

第四の第二号(四中)「昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号」を「昭和二十二年法

福島県知事 内堀 雅 雄

律第二十六号」に、「有期労働契約により労働する労働者並びに短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年六月十八日法律第七十六号）」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条第三項に規定する短時間・有期雇用労働者」に、「昭和六十年七月五日法律第八十八号」の規定を受ける者」を「昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者」に改め、同号に次のように加える。

(五) ふくしま健康経営優良事業所認定制度に基づく認定の有無

(入札監理課)

福島県告示第四百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和二年七月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年七月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルト新尼子店 福島県いわき市平字尼子町三丁目一番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社マルトグループホールディングス
代表者の氏名 代表取締役 安島 浩
住所 福島県いわき市勿来町窪田十条三番一
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
(一) 名称 株式会社マルト
代表者の氏名 代表取締役 安島 浩
住所 福島県いわき市勿来町窪田十条三番一
(二) 名称 株式会社くすりのマルト
代表者の氏名 代表取締役 安島 力
住所 福島県いわき市勿来町窪田十条三番一
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和三年三月一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千六百八十七平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり

- (二) 収容台数 八十八台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 七十七台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 百三十三平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 五十一・六四立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前九時
 - (二) 閉店時刻 午後十一時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (一) 午前八時三十分から午後十一時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 三か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (一) 午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
 - (一) 令和二年六月三十日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、請戸川土地改良区が請戸川地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 令和二年七月十五日から
 - 同 年八月三日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所

南相馬市役所、双葉町役場及び浪江町役場

(農村計画課)

福島県告示第四百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、堰場地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 令和二年七月十五日から
 - 同 年八月三日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
 - 会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、沢井地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 令和二年七月二十二日から
 - 同 年八月十日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
 - 石川町役場

(農村計画課)

公 告

公告第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、会津都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和二年七月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 公聴会の開催日時及び会場
日時 令和二年七月三十一日(金) 午後六時から

二 公聴会の案件
会津若松市追手町七番五号 会津若松合同庁舎新館二階大会議室

三 公述人の資格
公述人になることができる者は、会津都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出
公述人になろうとする者は、令和二年七月二十八日(火)までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県会津若松建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他
1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県会津若松建設事務所又は会津美里町の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

令和2年7月14日付け福島県報に記載された「会津都市計画道路を変更する案」に
関し、次のとおり公述を申し上げます。

令和2年 月 日
福島県知事 内堀 雅雄

公述申出人
住 所
氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格
A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。
(都市計画課)

公 告 第 百 四 十 八 号

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条の二の規定により、次のとおり都
市公園を設置する。

令和二年七月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 名称
原釜尾浜防災緑地

二 位置
相馬市原釜字北谷地、字仲田、字沼尻及び字大津並びに尾浜字須賀畑、字北ノ入、
字寺前及び字二合田の各一部の区域

三 区域
別添図面のとおり

四 供用開始の期日
令和二年七月十七日

(「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び
福島県相双建設事務所において、一般の縦覧に供する。)

(まちづくり推進課)

福島県教育委員会教育長

公告6号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立平商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年7月14日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立平商業高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和2年10月1日から令和8年9月30日まで
- (4) 納入場所 福島県立平商業高等学校（福島県いわき市平中塩字一水口37の1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年8月11日（火）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号970-8016 福島県いわき市平中塩字一水口37の1
福島県立平商業高等学校事務室
電話0246-23-2628

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和2年7月16日（木）から同年8月11日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同年7月23日、同月24日及び同年8月10日を除く。）の午前8時15分から午後4時45分まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送により入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙25枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年8月5日（水）午後4時までに必着で請求すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年8月25日（火）午後2時 福島県立平商業高等学校社会館（福島県いわき市平中塩字一水口37の1）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年8月24日（月）午後4時までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し福島県立平商業高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県立平商業高等学校長は、福
島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年
福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受け
た場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄す
ることができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education
including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and
removal, etc 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 25 August 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 24 August 2020
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Taira Commercial High
School, 37-1 Issuiko, Tairanakashio, Iwaki City, Fukushima 970-8016 Japan
TEL 0246-23-2628

（財務課施設財産室）